

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 経営第 3278 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第 1・第 2 [略]</p> <p>第 3 事業の内容</p> <p>1 交付対象事業</p> <p>農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動（以下「最適化活動」といいます。）<u>の実施に必要な次の事業に係る経費について</u>交付金を交付します。交付の対象となる期間は、事業実施年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとします。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 農地利用の最適化の推進のための支援事業</p> <p>農業委員会による最適化活動を推進するため、農業委員会事務局が行う次に掲げる活動に要する経費を支援します。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>現況地図</u>の作成・地域の話合いの推進活動に係る経費</p> <p><u>農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）に推進委員等が把握した農地等の所有者等の意向を反映させた現況地図（年齢別地図、意向別地図等）の作成、集落座談会の開催</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>2 交付額の算定基準</p> <p>[略]</p> <p>(1) 推進委員等の実績に応じた交付金</p> <p>[略]</p> <p>ア 推進委員等の成果実績払い</p> <p>推進通知の第 1 の 2 の (1) の ②の推進委員等の担当区域ごとの目標の達成状況（以下「推進委員等の成果実績」といいます。）に応じて、別添第 2 の <u>1</u>に定める評価点に基づき交付する交付金（以下「推進委員等の成果実績払い」といいます。）として、推進委員等の実績に応じた交付金のうち</p>	<p>第 1・第 2 [略]</p> <p>第 3 事業の内容</p> <p>1 交付対象事業</p> <p>農業委員会の積極的な活動を推進するため、<u>農業委員会法第 6 条第 2 項の規定による農地利用の最適化に係る活動（以下「最適化活動」といいます。）を実施するために必要となる次の事業に係る経費について</u>交付金を交付します。交付の対象となる期間は、事業実施年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとします。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 農地利用の最適化の推進のための支援事業</p> <p>農業委員会による最適化活動を推進するため、農業委員会事務局が行う次に掲げる活動に要する経費を支援します。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>人・農地プラン</u>の作成・地域の話合いの推進活動に係る経費</p> <p><u>推進委員等が把握した農地等の所有者等の意向を反映した地図の作成、集落座談会の開催</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>2 交付額の算定基準</p> <p>[略]</p> <p>(1) 推進委員等の実績に応じた交付金</p> <p>[略]</p> <p>ア 推進委員等の成果実績払い</p> <p>推進通知の第 1 の 2 の (1) の ②の推進委員等の担当区域ごとの目標の達成状況（以下「推進委員等の成果実績」といいます。）に応じて、別添第 2 の <u>(1)</u>に定める評価点に基づき交付する交付金（以下「推進委員等の成果実績払い」といいます。）として、推進委員等の実績に応じた交付金</p>

3割を交付します。推進委員等1人当たりの交付額は、次の計算方法により得られる額とします。

$$\text{算定額（推進委員等1人当たり）} = \text{別添第2の1により算定した評価点} \div \text{別添第2の1により算出した全推進委員等の評価点の平均} \times (\text{予算額の21\%を上限とする額} \div \text{全推進委員等の人数})$$

イ 推進委員等の活動実績払い

推進通知の第1の2の(2)の①の推進委員等が最適化活動を行う日数の目標の達成状況（以下「推進委員等の活動実績」といいます。）に応じて、別添第2の2に定める評価点に基づき交付する交付金（以下「推進委員等の活動実績払い」といいます。）として、推進委員等の実績に応じた交付金のうち7割を交付します。推進委員等1人当たりの交付額は、次の計算方法により得られる額とします。

$$\text{算定額（推進委員等1人当たり）} = \text{別添第2の2により算定した評価点} \div \text{別添第2の2により算出した全推進委員等の評価点の平均} \times (\text{予算額の49\%を上限とする額} \div \text{全推進委員等の人数})$$

ウ [略]

(2) 農業委員会の実績に応じた交付金

農業委員会の実績に応じた交付金として、推進通知の第1の2の(1)の①並びに(2)の②及び③の目標の達成状況（以下「農業委員会の実績」といいます。）に応じて、別添第2の3に定める評価点に基づき予算額の3割の範囲内で交付金（以下「農業委員会の実績に応じた交付金」といいます。）を交付します。1委員会当たりの交付額は、次の計算方法により得られる額とします。

$$\text{算定額（農業委員会1委員会当たり）} = \text{別添第2の3により算定した評価点} \div \text{別添第2の3により算出した全農業委員会の評価点の平均} \times (\text{予算額の3割の範囲内} \div \text{全農業委員会数})$$

(3) 交付額の算定に対する調整措置

国は、下記の方法に従い、(1)及び(2)の交付金ごとに、それぞれ交付額を算定します。

ア 交付金の減少額は、前年度の交付実績額の9割を上限とします。ただし、事業実施年度の

のうち3割を交付します。推進委員等1人当たりの交付額は、次の計算方法により得られる額とします。

$$\text{算定額（推進委員等1人当たり）} = \text{別添第2の(1)により算定した評価点} \div \text{別添第2の(1)により算出した全推進委員等の評価点の平均} \times (\text{予算額の21\%を上限とする額} \div \text{全推進委員等の人数})$$

イ 推進委員等の活動実績払い

推進通知の第1の2の(2)の①の推進委員等が最適化活動を行う日数の目標の達成状況（以下「推進委員等の活動実績」といいます。）に応じて、別添第2の(2)に定める評価点に基づき交付する交付金（以下「推進委員等の活動実績払い」といいます。）として、推進委員等の実績に応じた交付金のうち7割を交付します。推進委員等1人当たりの交付額は、次の計算方法により得られる額とします。

$$\text{算定額（推進委員等1人当たり）} = \text{別添第2の(2)により算定した評価点} \div \text{別添第2の(2)により算出した全推進委員等の評価点の平均} \times (\text{予算額の49\%を上限とする額} \div \text{全推進委員等の人数})$$

ウ [略]

(2) 農業委員会の実績に応じた交付金

農業委員会の実績に応じた交付金として、推進通知の第1の2の(1)の①並びに(2)の②及び③の目標の達成状況（以下「農業委員会の実績」といいます。）に応じて、別添第2の(3)に定める評価点に基づき予算額の3割の範囲内で交付金（以下「農業委員会の実績に応じた交付金」といいます。）を交付します。1委員会当たりの交付額は、次の計算方法により得られる額とします。

$$\text{算定額（農業委員会1委員会当たり）} = \text{別添第2の(3)により算定した評価点} \div \text{別添第2の(3)により算出した全農業委員会の評価点の平均} \times (\text{予算額の3割の範囲内} \div \text{全農業委員会数})$$

(3) 令和4年度における経過措置について

(1)及び(2)の交付金の交付額の合計が、従前の取扱いによる交付額に対して減少する農業委員会への緩和措置について、以下のとおりとする。

前年度における推進委員等の月当たりの最適化活動の平均日数が8日未満の農業委員会においては、前年度の活動日数が前々年度（令和5年度にあつては、令和4年4月1日から同年9月末日までの間）を上回らない場合は、当該上限を8割とします。

イ 交付金の増加額は、原則として、前年度の交付額の2倍を上限とし、アの減少額の合計の範囲内で交付します。

(4) (1) の計算において対象となる推進委員等は、推進通知第1に基づき、事業実施年度の前年度において、最適化活動の目標の設定、活動の記録及び点検・評価を実施している推進委員等とします。

(5) (2) の計算において対象となる月数は、事業実施年度の前年度の4月から3月までの12月とします。

第4 事業の実施

1 [略]

2 最適化活動実績報告の作成の手続

(1) 交付金の交付を受けようとする場合には、農業委員会会長は、最適化活動実績報告書（別紙様式第3号。以下「農業委員会実績報告」といいます。）を作成し、事業実施年度の6月末日までに都道府県知事に提出してください。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された最適化活動実績報告を取りまとめた上で、都道府県最適化活動実績報告書（別紙様式第4号。以下「都道府県実績報告」といいます。）を作成し、事業実施年度の7月末日までに地方農政局長等に提出してください。

ア 配分基礎額

以下の（ア）及び（イ）の合計額を配分基礎額とする。

（ア）予算額のうち5億円を超えない範囲内の額

（イ）各農業委員会において、(1)の交付金の交付額が、令和元年度から令和3年度までの本交付金の平均交付実績額に対して増加する場合における、当該増加額の2割を超えない範囲内の額

イ 対象委員会等

(1)及び(2)の交付金の交付額の合計が、令和元年度から令和3年度の本交付金の平均交付額に対して減少する農業委員会に対して、当該減少額の7割を超えない範囲内で、アの配分基礎額を財源として、交付額の減少に対する緩和措置を講ずるものとします。

ウ 本取扱いによる(1)及び(2)の留意事項

(1)及び(2)の交付金の交付額の算定における「予算額」については、予算総額からアの配分基礎額を減じた額を「予算額」とします。

(4) (1) の計算において対象となる推進委員等は、推進通知第1に基づき、事業実施年度の前年度（ただし、令和4年度にあつては事業実施年度）において、最適化活動の目標の設定、活動の記録及び点検・評価を実施している推進委員等とします。

(5) (2) の計算において対象となる月数は、事業実施年度の前年度の4月から3月までの12月とします。ただし、令和4年度においては別添第3の(4)によるものとします。

第4 事業の実施

1 [略]

2 最適化活動実績報告の作成の手続

(1) 交付金の交付を受けようとする場合には、農業委員会会長は、最適化活動実績報告書（別紙様式第3号。以下「農業委員会実績報告」といいます。）を作成し、事業実施年度の6月末日（令和4年度においては、事業実施年度の11月15日）までに都道府県知事に提出してください。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された最適化活動実績報告を取りまとめた上で、都道府県最適化活動実績報告書（別紙様式第4号。以下「都道府県実績報告」といいます。）を作成し、事業実施年度の7月末日（令和4年度においては、事業実施年度の11月末日）までに地方農政

3 [略]

第5・第6 [略]

第7 事業実施の要件

事業実施年度において、農業委員会が、農業委員会法第7条の指針を作成していることのほか、次の条件の全てを満たしていることを事業実施の要件とします。

(1) 推進通知に基づいて、最適化活動の目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告等を行うこととしていること。

(2) 農業委員会サポートシステムの情報を適切に更新していること。

2 第3の2の(1)の交付金については、前項の要件を満たす場合であっても、別添第2の2の評価点の対象期間における推進委員等の活動日数について、月当たりの平均活動日数が1日未満である場合は、当該推進委員等に対して交付することはできません。

第8 事業実施における留意事項

推進通知第1の2の(2)の①に基づき、農業委員会で設定した推進委員等が最適化活動を行う日数の目標について、下記のいずれかに当てはまる場合は、当該目標設定の考え方を確認することがあります。

(1)・(2) [略]

2 [略]

第9 交付金の返還等

国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業を実施していなかった場合及び農業委員会実績報告、都道府県実績報告、農業委員会完了報告又は都道府県完了報告の内容に虚偽又は誤びゅうがあった場合は、都道府県に対し、交付金の一部又は全部を返還させる措置を講じることができるものとします。

局長等に提出してください。

3 [略]

第5・第6 [略]

第7 事業実施の要件

(1) 事業実施年度において、農業委員会が、農業委員会法第7条の指針を作成していること（作成する見込みがあることを含む。）のほか、次の条件の全てを満たしていることを事業実施の要件とします。

ア 推進通知に基づいて、最適化活動の目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告等を行うこととしていること。

イ 農地情報公開システムの情報を適切に更新していること。

(2) 第3の2の(1)の交付金については、(1)の要件を満たす場合であっても、別添第2の(2)の評価点の対象期間における推進委員等の活動日数について、月当たりの平均活動日数が1日未満である場合は、当該推進委員等に対して交付することはできません。

第8 事業実施における留意事項

(1) 推進通知第1の2の(2)の①に基づき、農業委員会で設定した推進委員等が最適化活動を行う日数の目標について、下記のいずれかに当てはまる場合は、当該目標設定の考え方を確認することがあります。

ア・イ [略]

(2) [略]

第9 交付金の返還等

(1) 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業を実施していなかった場合及び農業委員会実績報告、都道府県実績報告、農業委員会完了報告又は都道府県完了報告の内容に虚偽又は誤びゅうがあった場合は、都道府県に対し、交付金の一部又は全部を返還させる措置を講じることができるものとします。

<p>なお、交付金の返還措置については、上述の事実があった農業委員会に対する交付金についてのみ講じるものとします。</p> <p>2 都道府県は、国から前項に基づく交付金の返還命令があった場合は、交付金を交付した市町村に対し、交付金を返還させる措置を講じるものとします。</p> <p>3 [略]</p> <p>第10～第13 [略]</p>	<p>(2) 都道府県は、国から(1)に基づく交付金の返還命令があった場合は、交付金を交付した市町村に対し、交付金を返還させる措置を講じるものとします。</p> <p>(3) [略]</p> <p>第10～第13 [略]</p>
<p>別添（第3関係）</p> <p>農業委員会ごとの交付額の算定に必要な評価点は、次によるものとします。</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 目標の達成状況に応じた評価点</p> <p>1 推進委員等の成果実績払い</p> <p>推進委員等の成果実績払いの評価点は、推進通知の第1の2の(1)の②の推進委員等の担当区域ごとの成果目標の達成状況に応じた次の基本評価と加算評価の合計点とします。</p> <p>(1) 基本評価</p> <p>[表略]</p> <p>(※1) [略]</p> <p>(※2) 事業実施年度の前年度において、農地法30条に基づく利用状況調査を担当区域内の全ての農地を対象として実施していない場合、又は事業実施年度の前年度において緑区分の遊休農地（新規発生を除く。）の解消が全くない場合（ただし、事業実施年度の前年度及び前々年度において緑区分の遊休農地がなく、遊休農地がない状態を維持している場合は除く。）は、評価点は0とする。</p> <p>(※3) [略]</p>	<p>別添（第3関係）</p> <p>農業委員会ごとの交付額の算定に必要な評価点は、次によるものとします。</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 目標の達成状況に応じた評価点</p> <p>(1) 推進委員等の成果実績払い</p> <p>推進委員等の成果実績払いの評価点は、推進通知の第1の2の(1)の②の推進委員等の担当区域ごとの成果目標の達成状況に応じた次の基本評価と加算評価の合計点とします。</p> <p>ア 基本評価</p> <p>[表略]</p> <p>(※1) [略]</p> <p>(※2) 事業実施年度の前年度において、農地法第30条に基づく利用状況調査を担当区域内の全ての農地を対象として実施していない場合は、評価点は0とする。</p> <p>(※3) [略]</p>

(2) 加算評価

番号	目標項目	達成状況	評価点
①	既存の緑区分の遊休農地の解消	前年度に令和8年度までの目標を達成	5
②	新規発生した緑区分の遊休農地の解消	前年度に新規発生した緑区分の遊休農地を全て解消した	1
③	遊休農地(農地法第32条第1項第1号及び第2号の農地をいいます。以下同じです。)の発生防止	前年度に遊休農地の新規発生なし	1
		前年度と前々年度のいずれも遊休農地の新規発生なし	1
		前年度に農用地区域内で遊休農地の新規発生なし	1

2 推進委員等の活動実績払い

推進委員等の活動実績払いの評価点は、事業実施年度の前年度における4月1日から3月末日までの間における推進通知の第1の2の(2)の①の活動目標の達成状況に応じた次の基本評価と加算評価の合計点とします。ただし、月当たりの最適化活動を行う日数目標については、農業委員会で設定する目標に関わらず、月当たり10日とします。また、月当たりの平均活動日数が1日未満となった推進委員等の基本評価及び加算評価の評価点は0とするともに、当該推進委員等の成果実績払いの基本評価及び加算評価の評価点も0とします。

(1) 基本評価

達成状況	評価点
① 月当たり10日の最適化活動を行う	
10日を超えて活動を行った	3
10日活動を行った	2
10日未満活動を行った	1
② 月当たりの最適化活動の日数	

イ 加算評価

番号	目標項目	達成状況	評価点
①	既存の緑区分の遊休農地の解消	当年度に令和8年度までの目標を達成	5
②	新規発生した緑区分の遊休農地の解消	前年度に新規発生した緑区分の遊休農地を全て解消した	1
③	遊休農地(農地法(昭和27年法律第229号。以下同じです。)第32条第1項第1号及び第2号の農地をいいます。以下同じです。)の発生防止	前年度に遊休農地の新規発生なし	1
		前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし	1
		当年度に農用地区域内で遊休農地の新規発生なし	1

(2) 推進委員等の活動実績払い

推進委員等の活動実績払いの評価点は、事業実施年度の前年度における4月1日から3月末日までの間における推進通知の第1の2の(2)の①の活動目標の達成状況に応じた下表ア及びイによる評価点の合計とします。ただし、月当たりの最適化活動を行う日数目標については、農業委員会で設定する目標に関わらず、月当たり10日とします。また、推進委員等の月当たりの平均活動日数が1日未満となった場合は、当該推進委員等の評価点は0とするともに当該推進委員等の(1)の評価点も0とします。

[新設]

達成状況	評価点
ア 月当たり10日の最適化活動を行う	
10日を超えて活動を行った	3
10日活動を行った	2
10日未満活動を行った	1
イ 月当たりの最適化活動の日数	

13 日以上	5
8 日以上～13 日未満	3
6 日以上～8 日未満	1

〔略〕

(2) 加算評価

達成状況	評価点
① 年度内に担当区域内の全ての農地等の所有者又は利用者の意向把握を実施	1
② 毎月、意向把握を実施（年度内に担当区域の全ての農地等の所有者又は利用者の意向把握を実施した推進委員等に限ります。）	1

3 農業委員会の実績に応じた交付金

農業委員会の実績に応じた交付金の評価点は、推進通知の第1の2の(1)の①並びに(2)の②及び③の農業委員会の成果目標と活動目標の達成状況に応じた次の基本評価と加算評価の合計点とします。

(1) 基本評価

〔表略〕

(※1) 〔略〕

(※2) 事業実施年度の前年度において、農地法第30条に基づく利用状況調査を農業委員会の管内の全ての農地を対象として実施していない場合、又は事業実施年度の前年度において緑区分の遊休農地（新規発生を除く。）の解消が全くない場合（ただし、事業実施年度の前年度及び前々年度において緑区分の遊休農地がなく、遊休農地がない状態を維持している場合は除く。）は、評価点は0とする。

(※3) 〔略〕

13 日以上	5
8 日～12 日	3
6 日～7 日	1

〔略〕

〔新設〕

(3) 農業委員会の実績に応じた交付金

農業委員会の実績に応じた交付金の評価点は、推進通知の第1の2の(1)の①並びに(2)の②及び③の農業委員会の成果目標と活動目標の達成状況に応じた次の基本評価と加算評価の合計点とします。

ア 基本評価

〔表略〕

(※1) 〔略〕

(※2) 事業実施年度の前年度において、農地法第30条に基づく利用状況調査を農業委員会の管内の全ての農地を対象として実施していない場合は、評価点は0とする。

(※3) 〔略〕

(2) 加算評価

ア 成果目標

番号	目標項目	達成状況	評価点
①	黄区分の遊休農地（運用通知の第3の1の(3)のアの(ウ)のbに該当する農地をいいます。以下同じです。）の解消計画の策定	黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定した	1
②	既存の緑区分の遊休農地の解消	前年度に令和8年度までの目標を達成	5
③	新規発生した緑区分の遊休農地の解消	前年度に新規発生した緑区分の遊休農地を全て解消した	1
④	遊休農地の発生防止	前年度に遊休農地の新規発生なし	1
		前年度と前々年度のいずれも遊休農地の新規発生なし	1
		前年度に農用地区域内で遊休農地の新規発生なし	1

イ 活動目標

[表略]

[削る]

イ 加算評価

(ア) 成果目標

番号	目標項目	達成状況	評価点
①	黄区分の遊休農地（運用通知の第3の1の(3)のアの(ウ)のbに該当する農地をいいます。以下同じです。）の解消計画の策定	黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定した	1
②	既存の緑区分の遊休農地の解消	当年度に令和8年度までの目標を達成	5
③	新規発生した緑区分の遊休農地の解消	前年度に新規発生した緑区分の遊休農地を全て解消した	1
④	遊休農地の発生防止	前年度に遊休農地の新規発生なし	1
		前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし	1
		当年度に農用地区域内で遊休農地の新規発生なし	1

(イ) 活動目標

[表略]

第3 令和4年度の取扱い

(1) 第1の「事業実施年度の前年度」とあるのは「事業実施年度」と読み替えるものとします。

(2) 第2の(1)の推進委員等の成果実績払いの評価点のアの基本評価の評価点の適用に当たっては、令和4年度の4月1日から9月末日までの間における目標値の2分の1の数値に対する達成状況により評価点を算出するものとします。また、イの加算評価は適用しません。

(3) 第2の(2)の推進委員等の活動実績払いは、次のとおり取り扱うものとします。

ア 「事業実施年度の前年度における4月1日から3月末日までの間」とあるのは、「事業実施年度の4月1日から9月末日までの間」と読み替えるものとします。

イ 第2の(2)の下表欄外の「12で除した日数」とあるのは、「6で除した日数」と読み替えるものとします。

(4) 第2の(3)の農業委員会の実績に応じた交付金の評価点のアの基本評価の評価点の適用に当たっては、令和4年度の4月1日から9月末日までの間における目標値の2分の1の数値に対する達成状況により評価点を算出するものとします。また、イの加算評価は適用しません。

(別表)

区 分	内 容	注意点
委員報酬	[略]	[略]
旅費	資料収集、各種調査、巡回指導、会議、打合せ等に出席した農業委員及び職員その他の出席者に対して支払う旅費	[略]
報酬・謝金	弁護士、行政書士、講師等に対して支払う報酬又は謝金	[略]
賃金・給与・報酬・職員手当等	[略]	[略]
手当	資料収集、各種調査、会議、打合せ等に出席した者等に対して支払う実働に応じた対価	[略]
印刷製本費	① 教材、資料、パンフレット等の印刷代（用紙代を含みます。） ② 教材、資料等の製本代	
借料及び使用料	会場借料、物品等使用料、損料、パ	

(別表)

区 分	内 容	注意点
委員報酬	[略]	[略]
旅費	資料収集、各種調査、巡回指導、会議及び打合せ等に出席した農業委員及び職員その他の出席者に対して支払う旅費	[略]
報酬・謝金	弁護士、行政書士及び講師等に対して支払う報酬又は謝金	[略]
賃金・給与・報酬・職員手当等	[略]	[略]
手当	資料収集、各種調査、会議及び打合せ等に出席した者等に対して支払う実働に応じた対価	[略]
印刷製本費	① 教材、資料及びパンフレット等の印刷代（用紙代を含みます。） ② 教材及び資料等の製本代	
借料及び使用料	会場借料、物品等使用料、損料、パ	

	ソコン、プリンター（無線LANルーターを含みます。）のリース費用並びにタブレットの端末管理ツール費用等	
雑役務費	調査等の集計、器具機械等の修繕、各種保守、速記等の手数料等	
通信運搬費	タブレット等の通信料、郵便料、運送料、発送料等	
消耗品費	各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具、文具用類等)代	[略]
その他の経費	[略]	

	ソコン及びプリンター（無線LANルーターを含みます。）のリース費用並びにタブレットの端末管理ツール費用等	
雑役務費	調査等の集計、器具機械等の修繕、各種保守及び速記等の手数料等	
通信運搬費	タブレット等の通信料、郵便料、運送料及び発送料等	
消耗品費	各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具及び文具用類等)代	[略]
その他の経費	[略]	

注：人件費の算定等に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に従うものとします。

[新設]

別紙様式第1号（第4関係）

[略]

令和○年度農地利用最適化交付金事業実施計画（又は完了報告書）

○○農業委員会

1 [略]

2 農業委員会の最適化の推進のための支援事業

(1) [略]

(2) 現況地図の作成・地域の話合いの推進活動

現況地図作成に係る対象地区名・集落名	農業委員会の取組内容		
	農地等の所有者等の意向を反映した現況地図の作成	集落座談会の開催	
		開催時期	出席者

(3) [略]

(別紙)

別紙様式第1号（第4関係）

[略]

令和○年度農地利用最適化交付金事業実施計画（又は完了報告書）

○○農業委員会

1 [略]

2 農業委員会の最適化の推進のための支援事業

(1) [略]

(2) 人・農地プランの作成・地域の話合いの推進活動

地図作成に係る対象地区名・集落名	農業委員会の取組内容		
	農地等の所有者等の意向を反映した地図の作成	集落座談会の開催	
		開催時期	出席者

(3) [略]

(別紙)

令和〇年度農地利用最適化交付金事業経費内訳

〇〇農業委員会

(単位：円)

項目	1. 総事業費		3. 経費内訳
		2. うち交付金額	
(1) 推進委員等による最適化活動 推進事業			
ア 最適化活動を行う推進委員等の報酬			
イ 遊休農地の解消等の最適化活動や農地等の所有者等への意向把握			
(2) 農地利用の最適化の推進のための支援事業			
ア 農地等の所有者等の意向把握			
イ 現況地図の作成・地域の話合いの推進活動			
ウ 最適化活動の適正実施に係る活動			
合計			

[略]

別紙様式第2号(第4関係)

令和〇年度農地利用最適化交付金事業実施計画(又は完了報告書)

〇〇都道府県

1 [略]

2 農業委員会の最適化の推進のための支援事業

(1) [略]

令和〇年度農地利用最適化交付金事業経費内訳

〇〇農業委員会

(単位：円)

項目	1. 総事業費		3. 経費内訳
		2. うち交付金額	
(1) 推進委員等による最適化活動 推進事業			
ア 最適化活動を行う推進委員等の報酬			
イ 遊休農地の解消等の最適化活動や農地等の所有者等への意向把握			
(2) 農地利用の最適化の推進のための支援事業			
ア 農地等の所有者等の意向把握			
イ 人・農地プランの作成・地域の話合いの推進活動			
ウ 最適化活動の適正実施に係る活動			
合計			

[略]

別紙様式第2号(第4関係)

令和〇年度農地利用最適化交付金事業実施計画(又は完了報告書)

〇〇都道府県

1 [略]

2 農業委員会の最適化の推進のための支援事業

(1) [略]

(2) 現況地図の作成・地域の話合いの推進活動

農業委員会名	現況地図作成に係る対象地区名・集落名	農業委員会の取組内容		
		農地等の所有者等の意向を反映した現況地図の作成	集落座談会の開催	
			開催時期	出席者
合計				

(2) 人・農地プランの作成・地域の話合いの推進活動

農業委員会名	地図作成に係る対象地区名・集落名	農業委員会の取組内容		
		農地等の所有者等の意向を反映した地図の作成	集落座談会の開催	
			開催時期	出席者
合計				

(3) [略]

(別紙)

令和〇年度農地利用最適化交付金事業経費内訳

〇〇都道府県

(単位：円)

項目	1. 総事業費		3. 経費内訳
	2. うち交付金額		
(1) 推進委員等による最適化活動推進事業			
ア 最適化活動を行う推進委員等の報酬			
イ 遊休農地の解消等の最適化活動や農地等の所有者等への意向把握			
(2) 農地利用の最適化の推進のための支援事業			
ア 農地等の所有者等の意向把握			
イ 現況地図の作成・地域の話合いの推進活動			

(3) [略]

(別紙)

令和〇年度農地利用最適化交付金事業経費内訳

〇〇都道府県

(単位：円)

項目	1. 総事業費		3. 経費内訳
	2. うち交付金額		
(1) 推進委員等による最適化活動推進事業			
ア 最適化活動を行う推進委員等の報酬			
イ 遊休農地の解消等の最適化活動や農地等の所有者等への意向把握			
(2) 農地利用の最適化の推進のための支援事業			
ア 農地等の所有者等の意向把握			
イ 人・農地プランの作成・地域の話合いの推進活動			

	ウ 最適化活動の適正実施に係る活動			
合計				

[略]

別紙様式第3号(第4関係)

[略]

農地利用最適化交付金最適化活動実績報告書

〇〇農業委員会

1 推進委員等の最適化活動の実績

(1) 推進委員等の成果実績

[表略]

※1 [略]

※2 「遊休農地解消等実績」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入

項目① [略]

項目② 前年度と前々年度のいずれも遊休農地の新規発生なし

項目③ 前年度の農用地区域内で遊休農地の新規発生なし

(2) 推進委員等の活動実績

No.	農業委員又は推進委員名	実績					
		活動日数実績					
		月毎の活動日数					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
1							
2							
合計							

	ウ 最適化活動の適正実施に係る活動			
合計				

[略]

別紙様式第3号(第4関係)

[略]

農地利用最適化交付金最適化活動実績報告書

〇〇農業委員会

1 推進委員等の最適化活動の実績

(1) 推進委員等の成果実績

[表略]

※1 [略]

※2 「遊休農地解消等実績」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入

項目① [略]

項目② 前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし

項目③ 当年度の農用地区域内で遊休農地の新規発生なし

(2) 推進委員等の活動実績

No.	農業委員又は推進委員名	実績					
		活動日数実績					
		月毎の活動日数					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
1							
2							
合計							

						年間 活動日数	月当たり の平均 活動日数
10月	11月	12月	1月	2月	3月		

		評価点 ①	評価点 ②	評価点 ③	評価点 (計)	推進通知 の 目標日数	備考
全ての農地 等の所有者 等の意向把 握実施の有 無	意向把握 (毎月)実 施の有無						

- ※1 評価点①の欄には、別添第2の2の(1)の表の①に基づく評価点を記入
 ※2 評価点②の欄には、別添第2の2の(1)の表の②に基づく評価点を記入
 ※3 評価点③の欄には、別添第2の2の(2)に基づく評価点を記入
 ※4 [略]

2 農業委員会の最適化活動の実績

[表略]

- ※1・2 [略]
 ※3 「遊休農地解消等」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入
 項目① [略]
 項目② 前年度と前々年度のいずれも遊休農地の新規発生なし
 項目③ 前年度の農用地区域内で遊休農地の新規発生なし

別紙様式第4号(第4関係)

						年間 活動日数	月当たり の平均 活動日数
10月	11月	12月	1月	2月	3月		

		評価点 ①	評価点 ②	[新設]	評価点 (計)	推進通知 の 目標日数	備考
[新設]	[新設]						

- ※1 評価点①の欄には、別添第2の(2)の下表のアに基づく評価点を記入
 ※2 評価点②の欄には、別添第2の(2)の下表のイに基づく評価点を記入
 [新設]
 ※3 [略]

2 農業委員会の最適化活動の実績

[表略]

- ※1・2 [略]
 ※3 「遊休農地解消等」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入
 項目① [略]
 項目② 前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし
 項目③ 当年度の農用地区域内で遊休農地の新規発生なし

別紙様式第4号(第4関係)

[略]

都道府県農地利用最適化交付金最適化活動実績報告書

〇〇都道府県

1 推進委員等の最適化活動の実績

(1) 推進委員等の成果実績

[表略]

※1～3 [略]

※4 「遊休農地解消等実績」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入

項目① [略]

項目② 前年度と前々年度のいずれも遊休農地の新規発生なし

項目③ 前年度の農用地区域内で遊休農地の新規発生なし

(2) 推進委員等の活動実績

農業 委員 会名	No.	農業 委員 又は 推進 委員 名	実績					
			活動日数実績					
			活動日数					
			4月	5月	6月	7月	8月	9月
	1							
	2							
	合計							

10月						年間 活動日数	月当たり の平均 活動日数
10月	11月	12月	1月	2月	3月		

[略]

都道府県農地利用最適化交付金最適化活動実績報告書

〇〇都道府県

1 推進委員等の最適化活動の実績

(1) 推進委員等の成果実績

[表略]

※1～3 [略]

※4 「遊休農地解消等実績」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入

項目① [略]

項目② 前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし

項目③ 当年度の農用地区域内で遊休農地の新規発生なし

(2) 推進委員等の活動実績

農業 委員 会名	No.	農業 委員 又は 推進 委員 名	実績					
			活動日数実績					
			活動日数					
			4月	5月	6月	7月	8月	9月
	1							
	2							
	合計							

10月						年間 活動日数	月当たり の平均 活動日数
10月	11月	12月	1月	2月	3月		

全ての農地等の所有者等の意向把握実施の有無	意向把握(毎月)実施の有無	評価点①	評価点②	評価点③	評価点(計)	推進通知の目標日数	備考

※1・2 [略]

※3 評価点①の欄には、別添第2の2の(1)の表の①に基づく評価点を記入

※4 評価点②の欄には、別添第2の2の(1)の表の②に基づく評価点を記入

※5 評価点③の欄には、別添第2の2の(2)に基づく評価点を記入

※6 [略]

2 農業委員会の最適化活動の実績

[表略]

※1・2 [略]

※3 「遊休農地解消等」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入

項目① [略]

項目② 前年度と前々年度のいずれも遊休農地の新規発生なし

項目③ 前年度の農用地区域内で遊休農地の新規発生なし

[新設]	[新設]	評価点①	評価点②	[新設]	評価点(計)	推進通知の目標日数	備考

※1・2 [略]

※3 評価点①の欄には、別添第2の(2)の下表のアに基づく評価点を記入

※4 評価点②の欄には、別添第2の(2)の下表のイに基づく評価点を記入

[新設]

※5 [略]

2 農業委員会の最適化活動の実績

[表略]

※1・2 [略]

※3 「遊休農地解消等」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入

項目① [略]

項目② 前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし

項目③ 当年度の農用地区域内で遊休農地の新規発生なし

附 則 (令和5年4月5日付け4経営第3142号)

1 この通知は、令和5年4月5日から施行します。

2 この通知による改正前の農地利用最適化交付金事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。